

2022.9 心臓移植委員会

2023.5 心臓移植委員会

2025.9 心臓移植委員会

悪性腫瘍の既往のある移植適応判定について、制度上の修正点

(赤字は2025.9の修正です)

- ① 移植申請施設（とくに植込型 LVAD 実施施設）に対して、悪性腫瘍の既往のある患者に対する心臓移植登録のルール全般に対する周知徹底
- ② 原則として悪性腫瘍が病理上確定した段階で連携移植実施施設に連絡し、すみやかに（概ね一週間以内）status 3にすべきこと
- ③ 前項から逸脱したことが後日判明した場合、病理確定時まで遡及してstatus 3とする
- ④ 根治的がん治療後のホルモン療法などの併用がん治療が不要で、地域がん診療連携拠点病院基準以上の認可をうける医療機関（可能な限り連携移植実施施設が望ましい）のキャンサーボードにおいて、5年無再発生存率が 95%以上と推定されると判断された症例 の場合は以下の手続きで status1/2への復帰を可能とする
- ⑤ 適応検討部会に再申請中は移植は施行できない
- ⑥ 再申請には、最新のデータを入力した「データシート」、「キャンサーボード審議概要」、「キャンサーボード判定通知書」、「申請時必要な患者の最新の同意書すべて」「移植実施施設の適応検討会の議事録」を添付する
- ⑦ 適応検討部会において再審査し、適応と判定されれば、status 1/2 への復帰を認めるが、過去のstatus 3の期間を遡及して短縮するものではない
- ⑧ 自施設判定可能施設の症例でもこの場合は適応検討部会において全く同様の手続きを踏んで適応判定する
- ⑨ 適応判定後**1年毎**に悪性腫瘍の再発について報告を求める。**無再発の期間が5年を経過した時は、以後の報告は不要とする。**
- ⑩ 登録中の悪性腫瘍発覚時におけるstatus 1/2の継続条項はこれを削除する